

令和7年度 立入調査における指摘事項

水戸市福祉部福祉指導課

指導第2係

○ 令和7年度の立入調査の概要

介護付有料老人ホーム	検査件数	2件
住宅型有料老人ホーム	検査件数	7件
サービス付き高齢者向け住宅	検査件数	7件

○ 本書の読み方

(1) 令和7年度の立入調査において実際に指摘した項目のみ掲載しています。記載がない項目においても、関係法令等を確認し、少なくとも1年に1度は運営状況等を自主的に点検してください。

なお、指摘内容については、介護サービス運営指導における指摘と重複する場合があります。

(2) 法令・指針等の略称は、以下のとおりです。

市指針：水戸市有料老人ホーム設置運営指導指針

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
設備	1	居室にナースコールを設置していませんでした。	一般居室、介護居室及び一時居室には、ナースコールを設置してください。	市指針 5(9)ア
職員の研修	2	介護に直接携わる職員のうち、認知症介護基礎研修を受講していない者がいました。	介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じてください。	市指針 7(2)イ
職員の衛生管理等	3	職場におけるハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講じていませんでした。	<p>設置者は、職場によるハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するために、以下の措置を講じてください。</p> <p>① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>② 相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましいです。</p>	市指針7(3)イ
業務継続計画の策定等	4	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）について	業務継続計画について、従業者に対して周知するとともに、定期的に研修及び訓練を実施し、実施した内容について記録に残してください。	市指針 8(5)

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
		て、職員に対して周知をしていませんでした。 また、業務継続計画の研修及び訓練を行っていませんでした。		
衛生管理等	5	事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催していませんでした。	感染症が発生し、又はまん延しないようにするために、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ってください。 なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましいです。	市指針8(7)ア
医療機関との連携	6	協力体制をとっている医療機関との間で、協力する旨及びその協力内容について協定等を締結していませんでした。	入居者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決め、当該医療機関との間で協定等を締結してください。	市指針8(9)ア
医療機関との連携	7	第二種協定指定医療機関である協力医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応についての協議を行っていませんでした。	協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応についての協議を行ってください。 また、協議した内容について、明確に記録に残してください。 ※「第二種協定指定医療機関」 茨城県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、協定締結医療機関一覧（病院・診療所）のうち病床確保に○がついている医療機関を「第一種協定指定医療機関」に、発熱外来・自宅療養のいずれかまたは両方に○がついている医療機関を「第二種協定指定医療機関」として指定しております。（茨城県HP：「医療措置協定等について」より。）	市指針8(9)ウ

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
運営懇談会の設置等	8	運営懇談会の議事録を作成していませんでした。	<p>有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等の活用可）を設置してください。</p> <p>また、その運営に当たっては、次の事項について配慮してください。</p> <p>ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りではありません。</p> <p>ア 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。</p> <p>イ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。</p> <p>ウ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。</p> <p>エ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映されるよう努めること。</p> <p>(ア) 入居者の状況 (イ) サービス提供の状況 (ウ) 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容</p>	市指針8(11)
	9	<p>運営懇談会において、下記の項目について定期的な報告及び説明を行っていませんでした。</p> <p>(ア) 入居者の状況 (イ) サービス提供の状況 (ウ) 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容</p>	<p>なお、運営懇談会を開催した場合には、運営懇談会の内容について、議事録に残してください。</p>	

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	法令・指針等
勤務管理	10	有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合に、勤務表の作成及び管理を適切に行っていませんでした。	有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行ってください。	市指針9(4)
虐待防止	11	虐待防止のための研修を定期的に行っていませんでした。	虐待の発生又はその再発を防止するために、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行い、実施したことについて記録に残してください。	市指針 9(5)
身体拘束	12	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していませんでした。	身体的拘束等の適正化を図るために、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ってください。	市指針9(8)ア
重要事項の説明等	13	市指針に基づく指導事項（不適合事項）について、重要事項説明書に明記していませんでした。	市指針に基づく指導事項（不適合事項）がある場合は、該当する項目について、その旨を重要事項説明書に明記してください。	市指針 12(4)エ
事故発生時の対応	14	事故報告が必要な事故について、市に事故報告書を提出していませんでした。	入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、市へ事故報告書により報告を行ってください。 なお、報告対象事故の範囲及び報告先等については、水戸市 HP に掲載されている「有料老人ホームについて（事業者向け情報）」の「有料老人ホームにおける事故発生について」の項目を確認してください。	市指針 12(9)ア